

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 金融安定理事会が、グローバルな金融システム上重要な金融機関について、金融システムの安定に係る国際金融ルールを整備
- 具体的には、以下をルール化
 - ① 金融安定理事会が金融システムの安定を図る上で欠かせないと認められる金融機関をG-SIB(ジーシブ※)として選定
 - ※G-SIB: Global-Systemically Important Bank (グローバルな金融システム上重要な銀行) G-SIB候補となる76金融機関 (農林中金を含む) のうち、現在30機関が選定
 - ② 政府は、金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがある場合に金融機関の「秩序ある処理」を行える仕組みを整備
 - ※G-SIB候補のほとんどの金融機関について、各国において「秩序ある処理」を行える仕組みをあらかじめ整備
- 農林中金は、国際的な活動の規模を拡大し、金融システム上の重要度が高まっており、「秩序ある処理」を行える仕組みを整備する必要

法案の概要

1. 必要性の認定

主務大臣は、農水産業協同組合貯金保険機構による農林中金の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置が講ぜられなければ金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議(※)の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨を認定(特定認定) (第110条の2)

※内閣総理大臣を議長とし、金融危機への対応方針等を審議するもの

2. 特別監視

機構は、特定認定に係る農林中金の業務の遂行、財産管理・処分を監視(特別監視) (第110条の3)

- 機構による農林中金の役員等の解任及び選任 (第110条の7)
- 機構による農林中金の会員たる農協・信連等の債権回収等の停止要請 (第110条の8)
- 主務大臣による農林中金の破産手続開始等の申立てに係る決定時期等について
の裁判所に対する意見の陳述 (第110条の9)

3. 資金の貸付け及び優先出資の引受け等

- ① 機構は、特定認定に係る農林中金から申込みを受けて、資金の貸付け等を行う旨を決定 (第110条の12)
- ② 主務大臣は、特定認定に係る農林中金から申込みを受けた機構の求めに応じ、機構による優先出資の引受け等を行う旨を決定 (第110条の14)

※主務大臣は、必要と認めるときは、農林中金又は会員農協、信連等が納付すべき特定負担金に係る決定を行い、政府は、特定負担金のみで賄う場合に金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあるときに限り、補助 (第110条の17等)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日